

神奈川県発注の一般委託の入札に係る
最低制限価格率を改定します。

—改定の概要—

○最低制限価格率

改定前：80% → **改定後：83%**

○適用時期

令和3年1月1日以降入札公告(指名通知)分

○対象業種

- | | |
|-------------|--------------|
| ①庁舎等建物清掃 | ②警備・受付 |
| ③建物設備保守管理 | ④総合建物管理 |
| ⑤消防施設保守管理 | ⑥電気通信設備保守管理 |
| ⑦エレベーター保守管理 | ⑧汚水処理施設等保守管理 |

※最低制限価格が適用されるのは、上記業種のうち労働者が常時配置されている業務や、人件費が大半を占める業務等に限る。

※※※ 注 意 事 項 ※※※

- ▼ 契約期間が令和3年3月31日までの入札案件については、改定前の最低制限価格率が適用されます。
- ▼ 上記の対象業種であっても、最低制限価格が適用されない業務もございますので入札公告等を必ずご確認ください。
- ▼ 最低制限価格制度の詳細につきましては、県ホームページ（下記 URL 又はQRコード）でご確認ください。

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100563.html>

